

(佐藤委員提出資料)

電力需要のピーク期間における原子力発電所の運転に関する特別な安全対策

本来、電力需要が供給能力に逼迫する環境下で原子力発電所を運転するという発想は、原子力安全の見地からは望ましくはないということが理解されるべきである。原子力発電所は、仮にそれが何らかの原因によって緊急に予定外停止をしたとしても、それによって喪失した供給量を同一のネットワークに属する他の発電所の余力によって速やかに回復できなければならない。実際、原子力発電所が稼働するのは、通常、複数の非原子力発電所を従えた環境下においてであるべきで、それが停止することによってその瞬間から直ちに必要となる当該原子力発電所にとっての外部電源の確保に支障が生じてはならない。それは、外部電源の喪失が、原子力発電所にとっての最大のリスクの一つである「全交流電源喪失 (SBO)」の直接的トリガーであるからである。周知の通り、「全交流電源喪失」は、福島第一原子力発電所の 3 基の原子炉を未曾有の大事故に導いた原因でもある。今般、このような原子力安全の常識に敢えて逆行する形で再起動が決定されること、そのような際に物申すべき規制機関が黙認することに対しては、強い不信を抱かざるを得ない。

従って当委員会は、そのような環境下における原子力発電所の運転に対しては反対の立場であるが、どうしてもそれがなされる場合には、次の特別な安全対策を実施することを要望する。

1. 2 基（大飯原子力発電所 3 号機、4 号機）同時スクラム停止を想定した場合の当該原子力発電所における外部電源喪失事象のリスクを評価し、SBO の起こるリスクが十分に小さいことを確認すること。
2. 非常用ディーゼル発電機に対して保安規定で定められているサベイランス試験の要件を臨時に強化し、一層の安全性を期すこと。
3. 特に逼迫している期間中は、非常用ディーゼル発電機をアイドル運転して待機させること。
4. 今般強化したバックアップ電源の起動操作に関する訓練を強化して実施すること。
5. 期間中の管理体制を強化すること。（土日を含む）
6. 特に台風、竜巻などの気象条件に注意を払うこと。テロ対策の強化を行うこと。
7. 以上の 1~6 の各項に対し、事業者および規制者が、それぞれの立場で適切な対応を取ることを明確に約すること。